

文書の作成について（現行）

1 現行規定について

一般原則

【文書規程】

（文書の作成の原則）

第3条 事案の処理は、次に掲げる場合を除き、文書を作成することを原則とする。ただし、第1号に掲げる場合においては、事後に文書を作成するものとする。

- (1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合
- (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合

個別

【審議会等の設置及び運営に関する指針】

第4条 審議会等[※]の会議の運営

- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。

※ 審議会等：地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等により開催する懇談会等

審議会の指針を除き、
具体的な作成基準なし



決裁権者が、一般原則を踏まえ
文書の作成について判断

2 課題について

- 結論に至る経緯を含む論拠を明確にした、分かりやすい文書の作成
- 基準の整備と統一的な運用